北名古屋市監査公表第１３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の６第１項の規定に基づき、サイバーセキュリティを確保するための方針を定めたので、同条第２項の規定により、その方針を公表する。

令和８年４月１日

北名古屋市監査委員　吉　野　修　進

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

北名古屋市監査委員情報セキュリティ基本方針

１　目的

本基本方針は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９５条の規定に基づき設置する監査委員及び北名古屋市監査委員に関する条例（平成１８年条例第２６号）第２条の規定に基づき設置する監査委員事務局（以下「監査委員等」という。）の保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、監査委員等が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

２　定義

⑴　ネットワーク

コンピューター等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウエア及びソフトウエア）をいう。

⑵　情報システム

コンピューター、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

⑶　情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

⑷　情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

⑸　機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態

を確保することをいう。

⑹　完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

⑺　可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

⑻　職員

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、監査委員及び北名古屋市監査委員事務局規程（平成１９年監査委員訓令第１号）第３条に規定する職員をいう。

３　対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

⑴　不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

⑵　情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

⑶　地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

４　適用範囲

⑴　本基本方針が対象とする範囲は、監査委員等とする。

⑵　情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア　ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ　ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ　情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

⑶　⑴及び⑵の規定にかかわらず、他の北名古屋市が設置する行政機関に帰属する情報システムの使用又は情報資産の閲覧等を行う場合にあっては、当該行政機関の情報セキュリティポリシー等を適用する。

5　職員の遵守義務

職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6　情報セキュリティ対策

３に規定する脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。

⑴　組織体制

監査委員等の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するために必要な組織体制を確立する。

⑵　情報資産の分類と管理

監査委員等の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

⑶　物理的セキュリティ

サーバー、通信回線、監査委員等のパソコン及びモバイル端末（以下「パソコン等」という。）の管理について、物理的な対策を講じる。

⑷　人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、監査委員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

⑸　技術的セキュリティ

コンピューター等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

⑹　運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

⑺　業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、

利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

⑻　評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7　情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。ただし情報セキュリティ監査については、監査委員が協議の上、別に受検した監査が情報セキュリティ監査で監査するべき内容を網羅していると認めた場合は、当該監査の結果を準用できるものとする。

8　情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

9　情報セキュリティ対策基準の策定

６から８までに規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより監査の実施に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。